

社会福祉法人 吉幸会
特別養護老人ホーム野辺地ホーム重要事項説明書

1. 介護老人福祉施設の概要

(1) 当施設の概要

施 設 名	特別養護老人ホーム野辺地ホーム
所 在 地	青森県上北郡野辺地町字枇杷野 5 1 番地 2 6
電 話 番 号	0 1 7 5 - 7 3 - 1 3 7 1
F A X 番 号	0 1 7 5 - 7 3 - 1 3 7 2
事 業 所 番 号	0 2 7 2 5 0 2 2 4 6

(2) 当施設の職員体制（短期入所生活介護と兼務）

職 名	常 勤	非常勤	合 計	業 務 内 容
管理者（施設長）	1 名		1 名	介護従業者及び業務の管理
医 師		1 名	1 名	健康管理及び療養上の指導
生 活 相 談 員	2 名		2 名	生活相談、処遇の企画や実施等
栄 養 士	1 名		1 名	食事の献立作成、栄養指導
介 護 職 員	2 1 名	4 名	2 5 名	日常生活全般の介護並びに相談、助言等
看 護 職 員	4 名	1 名	5 名	健康管理や療養上の世話
機能訓練指導員	(4 名)		(4 名)	機能訓練に関する業務
介護支援専門員	(2 名)		(2 名)	施設サービス計画の作成等に関する業務
事 務 職 員	2 名		2 名	預かり金等に関する業務
調 理 員	4 名		4 名	食事の調理
清 掃 員	3 名		3 名	洗濯及び清掃に関する業務
計	3 8 名	6 名	4 4 名	

(3) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	
医 師	毎週火曜日 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	
介 護 職 員	早 番	7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
	日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	遅 番 1	1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
	遅 番 2	1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
	夜 勤	1 6 : 3 0 ~ 9 : 3 0
看 護 職 員	早 番	7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
	遅 番	9 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0
栄 養 士	日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

(4) 当施設の主な設備の概要

事務室	4 1.8 6 m ²	研修室	5 1.9 2 m ²
看護ルーム	1 6.3 8 m ²	食堂	2 8 1.9 2 m ²
医務薬品室	4.3 6 m ²	機能回復訓練室	
介護ルーム	3 5.0 0 m ²	交流コーナー	2 4.1 9 m ²
居室	4 人部屋(1 9 室) 4 6.2 9 m ² /4 6.3 8 m ²	霊安室	8.2 3 m ²
	2 人部屋(2 室) 2 2.6 4 m ² /2 2.7 1 m ²	静養コーナー	8.4 1 m ²
	1 人部屋(2 室) 1 1.1 1 m ²	脱衣所(3 室)	5.1 9 m ² /4.0 9 m ²
面談室	1 1.1 2 m ²	浴室	一般機械浴 3 3.8 5 m ²
便所(7 室)	3.8 1 m ² /1 0.5 7 m ²		小浴室 4.9 1 m ²
職員便所(女)	1 8.9 9 m ²	厨房	5 2.5 9 m ²
職員便所(男)	8.3 7 m ²	検収室	5.1 0 m ²
汚物処理室(3 室)	7.2 6 m ²	食品庫	8.1 0 m ²
介護材料室(2 室)	3.8 1 m ² /8.2 3 m ²	厨房便所	1.0 4 m ²
リネン室	2 0.5 0 m ²	休憩室	1 1.1 1 m ²
職員ロッカー室(女)	1 5.9 5 m ²	洗濯室	2 2.6 5 m ²
職員ロッカー室(男)	8.2 3 m ²	ポンプ室	7.9 4 m ²
書庫	5.3 0 m ²		

2. 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入居前の生活と入居後の生活の連続性に配慮しながら、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う。そのことにより、入居者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じて自律的な日常生活を営んでいただくことを目的としています。

(2) サービスの利用のために

事 項	備 考
従業員への研修の実施	年 1 2 回内部勉強会を実施します。(外部研修は適時実施)
事業提供マニュアル	事業計画に添った余暇サービスを提供いたします。
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。
変更の申し込み方法	サービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
身 体 的 拘 束	入居者又は、他の入居者の生命又は、身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。

(3) サービスの利用に当たっての留意事項

面 会	面会時間 午前 11 時 ～ 午後 7 時
外出 ・ 外泊	外出・外泊の際は、外出・外泊届に必要事項を記入してください。
飲酒 ・ 喫煙	医師の指示がある方は、ご遠慮いただく場合があります。
所持品の持ち込み	原則として、身の回り品は持ち込み可能です。
設備、器具の利用	設備、器具はご自由にお使いください。
金銭、貴重品の管理	ご希望により通帳、届出印の管理を行います。また、小口支払いや介護費用など日常必要な程度の金銭を管理致します。

3. サービスの内容

サ ー ビ ス	内 容
居室の提供	多床室になります。
食 事	朝食 7:30～8:30 昼食 11:30～12:15 夕食 17:30～18:15
入 浴	個浴の実施など、入居者の意向に応じた入浴を週に最低2回していただきます。ただし、状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合もあります。
生活相談	生活相談員に、日常生活に関する事などについて相談できます。
機能訓練	生活機能の改善又は、維持のための機能訓練を行います。
介 護	食事、排泄、入浴等日常生活全般において実施いたします。
健康管理	医師の指示により健康管理、保健管理を行います。
レクリエーション	グループワーク、趣味（絵画、習字、音楽等）その他行事、随時ボランティアの慰問もあります。

4. 利用料金

(1) 介護保険の基準サービス

①介護老人福祉施設サービス料

	1 日当りの利用料金	介護保険適用時の 1 日当りの自己負担額 (1 割)
要介護度 1	5,890 円	589 円
要介護度 2	6,590 円	659 円
要介護度 3	7,320 円	732 円
要介護度 4	8,020 円	802 円
要介護度 5	8,710 円	871 円

②付加サービスの利用料

☆サービス利用以外でお支払いいただく料金（1割の場合）

看護体制加算（Ⅰ）ロ	1 日	4 円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	1 日	13 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1 月	10 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 日	6 円

安全対策体制加算…入所初日に限り算定する。	1 日	2 0 円
初期加算…入所日から 3 0 日間・1 ヶ月間以上の入院から退院後	1 日	3 0 円
療養食加算…療養食を提供したとき 1 日に 3 回を限度とする。	1 回	6 円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1 月	4 0 円
退所時情報提供加算	1 回	2 5 0 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）		

介護報酬総単位数(基本サービス費＋各種加算減算)172/1000（1 月につき）

《加算要件》

看護体制加算（Ⅰ）ロ	常勤の看護師を 1 名以上配置
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	夜勤を行う介護職員数が最低基準を 1 以上上回っている場合の加算
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	利用者の安全並びにサービスの質の確保及職員の負担軽減に資する委員会の開催、必要な安全対策を講じた上で見守り機器等を導入し、生産性向上に資する改善活動を行うとともに年 1 回業務改善の取り組みについて報告を行う場合の加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 75%以上である場合の加算
安全対策体制加算	事故防止対策体制を整えている場合、入所初日に限り算定できる
初期加算	入所日から 30 日間又は入所後 30 日以上入院し、退院した場合
療養食加算	利用者の病状等に応じて、主治医より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合 (糖尿病食・腎臓病食・胃潰瘍食・脂質異常症食・肝臓病食・貧血食・膵臓病食・痛風食及び特別な場合の検査食)
入院・外泊時費用	入院・外泊期間のうち、入院又は外泊が初日と最終日を除いた日について、1 月に 6 日間を限度として算定 但し、月をまたぐ場合は最高 12 日間算定できる
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	介護の資質向上のため LIFE を活用した PDCA サイクルを推進するための加算。LIFE ヘデーターを 3 ヶ月に 1 回提出する。
退所時情報提供加算	医療機関へ退所した際、生活上の留意点等の情報提供を行う。
介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）	総合的な職場環境改善による職員の定着促進及び資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備並びに介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等の処遇を改善するための加算

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 一定の所得以上の方は2割又は3割負担となります。

※ ご契約者が、6日以内の入院又は、外泊された場合の利用料金は下記のとおりです。

	1日当りの利用料金	介護保険適用時の1日当りの自己負担額
サービス料金	2,460 円	246 円

(2)(1) 以外のサービス料金料

食費	1日 1,545 円 (朝 450 円、昼 565 円、夜 530 円)	
居住費	1日 915 円	
希望食	実費	
日常生活費	理美容代	実費
	健康管理費	インフルエンザ等予防接種費用 実費
	レクリエーション費用	実費
	クラブ活動費	実費

※ 居室と食事に係る費用については、特定入所者介護サービス費の適用になる方は、下記の負担額となります。

利用者負担額

☆利用者負担第1段階（生活保護受給者・老齢年金受給者）

	居 住 費	食 費
多床室	0 円	300 円

☆利用者負担第2段階（年金収入等 82.65 万円以下）

	居 住 費	食 費
多床室	430 円	390 円

☆利用者負担第3段階①（年金収入等 82.65 万円超～120 万円以下）

	居 住 費	食 費
多床室	430 円	680 円

☆利用者負担第3段階②（年金収入等 120 万円超）

	居 住 費	食 費
多床室	530 円	1,420 円

☆利用者負担第4段階（第1・2・3①・3②段階以外の課税世帯）

	居 住 費	食 費
多床室	915 円	1,545 円

(3) 料金の支払方法

1 か月ごとに計算し、ご契約者はこれを翌月の末日までにお支払いください。

お支払方法は、銀行振込、窓口支払、又はみちのく銀行の口座より引き落としもできます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）サービスの終了

① ご契約者のご都合でサービスを終了する場合

退所を希望する日の１４日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご契約者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご契約者の要介護認定区分が、非該当（自立・要支援）と認定された場合
- ・ ご契約者が亡くなられた場合

③その他

- ・ ご契約者がサービス利用料金の支払いを２ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払わない場合、又はご契約者やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の７日前に文書で通知し、退所していただく場合があります。
- ・ ご契約者が病院又は診療所に入院し、明らかに３ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後３ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合

６．サービス内容に関する苦情

①特別養護老人ホーム「野辺地ホーム」のお客様相談・苦情窓口

担当者 生活相談員

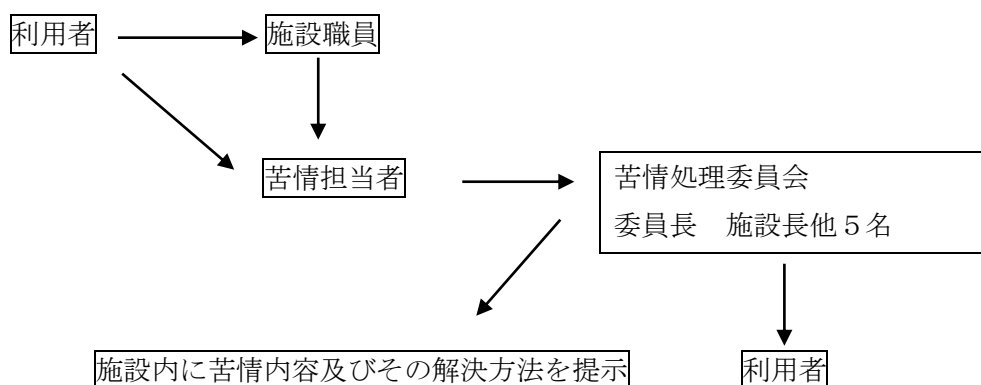
電話番号 ０１７５－７３－１３７１ FAX ０１７５－７３－１３７２

受付 年中

（ただし、祝祭日及び１月１日～１月３日まで、１２月２９日～１２月３１日までを除く）

受付時間 午前８時３０分 ～ 午後４時３０分

（苦情処理フロー）



② その他

当施設以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

野辺地町役場 介護・福祉課

電話 0175-65-1777

青森県国民健康保険団体連合会相談苦情窓口

電話 017-723-1336

7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 なし

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名	公立野辺地病院		
	連絡先	野辺地町鳴沢9-12	電話番号	0175-64-3211
ご家族 ①	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族 ②	氏名			
	連絡先		電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご契約者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

又、ご契約者に対して施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当施設は、あいおい損保会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

10. 非常災害対策

防災時の対応	まず119番に通報し、自衛組織に基づき、入所者を安全な場所に誘導し且つ、消火に努める。
防災設備	1. 誘導灯設備 2. 非常放送設備 3. 自動火災報知設備 4. スプリンクラー設備 5. 消火器設備 6. 消防機関通報設備 7. カーテン等の防煙措置 8. 排煙窓 9. 防煙たれ壁(ガラス製)
防災訓練	年2回実施する。
防火責任者	専任の責任者を任命しています。

11. 守秘義務

従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

ただし、担当者会議、主治医、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等との連携を図る等正当な理由がある場合については、この重要事項説明書により、本人、家族の同意を得たものとして、情報提供するものとする。

12. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じま

す。

- (1) 虐待の防止のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っています。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を選定しています。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し 同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- 2 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っています。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

1 4. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. その他

短期入所生活介護も行っております。

介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、別紙書面に基づき重要事項の説明をおこないました。

令和 年 月 日

社会福祉法人 吉幸会

特別養護老人ホーム 野辺地ホーム

説明者氏名

印

私は、別紙書面により事業者から重要事項の説明を受け、介護老人福祉施設サービスの提供に同意しました。

また、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いることに同意します。

令和 年 月 日

利用者 氏名

印

ご家族 氏名

印